

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第14号

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

香川県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（平成26年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(利用の方法等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例別表の1の項の規則で定める方法は、光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<u>に限る</u>。以下同じ。）に複写したものの交付とする。</p> <p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 794 1070 1098"><thead><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td><u>3</u> 文書、写真、図画等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものである場合</td><td>1枚につき100円に当該文書、写真又は図画等1枚ごとに10円を加えた額</td></tr><tr><td><u>4</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合</td><td>1枚につき100円</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	区 分	金 額	1・2 略		<u>3</u> 文書、写真、図画等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものである場合	1枚につき100円に当該文書、写真又は図画等1枚ごとに10円を加えた額	<u>4</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合	1枚につき100円	<p>(利用の方法等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例別表の1の項の規則で定める方法は、光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの<u>とする</u>。）に複写したものの<u>1部</u>の交付とする。</p> <p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 794 2060 1098"><thead><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td><u>3</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合</td><td>1枚につき300円</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	区 分	金 額	1・2 略		<u>3</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合	1枚につき300円
区 分	金 額														
1・2 略															
<u>3</u> 文書、写真、図画等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものである場合	1枚につき100円に当該文書、写真又は図画等1枚ごとに10円を加えた額														
<u>4</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合	1枚につき100円														
区 分	金 額														
1・2 略															
<u>3</u> 第11条第5項に規定する複写したものである場合	1枚につき300円														

第1号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名)

電話番号 () —

利用証番号

香川県公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

	文 書 番 号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利 用 に 係 る 特定歴史公文書等		
利 用 の 方 法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (用紙) <input type="checkbox"/> (窓口での交付) <input type="checkbox"/> 郵便等による送付 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (光ディスク等) <input type="checkbox"/> (窓口での交付) <input type="checkbox"/> 郵便等による送付	
備 考		

※受付年月日 年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により補正を求められます。

第1号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

香川県立文書館長 殿

請求者 住 所

(〒)

氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号 () —

利用証番号

香川県公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

	文 書 番 号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利 用 に 係 る 特定歴史公文書等		
利 用 の 方 法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (窓口での交付) <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複製したものの交付 (窓口での交付) <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 又は信書便による送付	
備 考		

※受付年月日 年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により補正を求められます。

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文 書 番 号		特定歴史公文書等の名称	
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()		午前 午後 時 分
	場 所	香川県立文書館		
利用に供しない部分				
利用に供しない理由				
連 絡 先	電話番号 () —			
備 考				

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

- 注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。
- 2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から審査請求があったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等	文 書 番 号		特定歴史公文書等の名称	
特定歴史公文書等の 利用の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()		午前 午後 時 分
	場 所	香川県立文書館		
利用に供しない部分				
利用に供しない理由				
連 絡 先	電話番号 () —			
備 考				

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。
- 2 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県公文書等の管理に関する条例第20条第1項又は第2項に規定する第三者から審査請求があったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

	文 書 番 号	特 定 歴 史 公 文 書 等 の 名 称
利用請求に係る 特定歴史公文書等		
利用に供しない理由		
連 絡 先	電話番号（ ） —	
備 考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

第4号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長 印

年 月 日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等については、次のとおりその全部を利用に供しないことと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

	文 書 番 号	特 定 歴 史 公 文 書 等 の 名 称
利用請求に係る 特定歴史公文書等		
利用に供しない理由		
連 絡 先	電話番号（ ） —	
備 考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第12号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長

印

年 月 日付けで照会しました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部（一部）を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第20条第4項（条例第25条において準用する第20条第4項）の規定により通知します。

	文 書 番 号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る特定歴史公文書等		
利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容		
利用に供する日	年 月 日（ ）	
利用に供することを決定した処分	年 月 日付け 第 号	
利用に供することとした理由		
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

第12号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

特定歴史公文書等利用決定通知書

年 月 日

様

香川県立文書館長

年 月 日付けで照会しました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその全部（一部）を利用に供することと決定しましたので、香川県公文書等の管理に関する条例第20条第4項（条例第25条において準用する第20条第4項）の規定により通知します。

	文 書 番 号	特定歴史公文書等の名称
利用請求に係る特定歴史公文書等		
利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容		
利用に供する日	年 月 日（ ）	
利用に供することを決定した処分	年 月 日付け 第 号	
利用に供することとした理由		
連絡先	電話番号（ ） —	
備考		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後にされた香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）第13条第1項の規定による利用の請求について適用し、同日前にされた同項の規定による利用の請求については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による特定歴史公文書等利用請求書は、改正後の第1号様式による特定歴史公文書等利用請求書とみなす。

4 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。